

身体拘束等の適正化指針

つばき訪問看護ステーション

1. 目的・位置づけ

本指針は、つばき訪問看護ステーション（以下「当事業所」という）において、身体拘束等の廃止および適正化を推進し、利用者の人権・尊厳を守ることを目的とする。

本指針は、介護保険法、指定訪問看護の運営基準、高齢者虐待防止法等に基づき策定し、運営規程、高齢者虐待防止指針、感染症対策指針等と一体的に運用される。

2. 用語の定義

(1) 身体拘束等

身体拘束とは、利用者の行動の自由を制限する行為をいい、以下に例示する行為を含むが、これらに限られない。

- ・ ベッドや車椅子に縛り付ける行為
- ・ 立ち上がりや歩行を制限する行為
- ・ ミトン型手袋の装着
- ・ 薬剤による行動抑制（不適切な向精神薬使用）

3. 基本方針（身体拘束原則禁止）

当事業所は、身体拘束等を原則として行わない。身体拘束は利用者の尊厳を著しく侵害し、虐待に該当する可能性があることを全職員が理解する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の要件

次の3要件をすべて満たす場合に限り、例外的に身体拘束を行うことができる。

- ① 切迫性：生命または身体に重大な危険が差し迫っていること
- ② 非代替性：他に代替する方法がないこと
- ③ 一時性：必要最小限の期間に限定されていること

5. 訪問看護における具体的留意点

在宅では家族による身体拘束が行われている場合がある。その場合も安易に容認せず、主治医・ケアマネジャー・地域包括支援センター等と連携し、拘束に至らない支援方法を検討する。

- ・ 転倒防止目的でのベッド柵固定

- ・徘徊防止目的での施錠
- ・チューブ自己抜去防止目的での抑制

6. 組織体制

(1) 身体拘束適正化責任者

管理者を責任者とし、身体拘束防止の取組を統括する。

(2) 委員会の設置

虐待防止・身体拘束等適正化委員会を年1回以上開催し、身体拘束事例の検討、再発防止策の立案、研修計画を行う。

7. 記録・説明・同意

やむを得ず身体拘束を行った場合には、以下の事項を必ず記録する。

- ・拘束を開始した日時および解除日時
- ・拘束に至った理由
- ・検討した代替手段とその結果
- ・利用者および家族への説明内容と同意の有無

8. 虐待防止との関係

不適切な身体拘束は高齢者虐待（身体的虐待・心理的虐待）に該当する可能性がある。虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止指針に基づき、市町村への通報を行う。

9. 研修・教育

全職員を対象に、年1回以上、身体拘束等の適正化に関する研修を高齢者虐待防止措置に関する研修と併せて実施する。新任職員には採用時研修で本指針を説明する。

制定日：令和5年7月1日

最終改訂日：令和8年2月1日